

〈研究ノート〉

ECにおける地理的呼称保護

荒 木 雅 也

The Protection of Geographical Denominations in the EC

Masaya ARAKI

I はじめに

近年、世界的にいわゆる産地ブランドの重要性についての認識が高まりつつある。産地ブランドとは、一般的には関アジや神戸牛のように一定地域内の複数の生産者が用いる商品名称であり、地域内での生産によって特別の品質を帯びることを含意するものを言い、地理的限定がある点や取引の対象とはならない点等において商標と区別される。我が国では現在産地ブランド保護を直接の目的とする法令は成立しておらず、従って産地ブランドという用語は法令上の用語ではなく一般的な表現である。

ところで近年において産地ブランドの重要性が強く認識されるようになった背景としては、消費者の視点からは、通商の拡大その他の事情により否応無しに商品の安全性に疑念を持たざるを得ない現時の状況において産地ブランドが一定の信頼の根拠となり得ることや、商品の多様化が進む昨今にあって商品選択の際の判断材料の一つとしてより大きな意味を持つようになってきたこと等の事情を指摘することができるし、また生産者の視点からは、国際間の競争の激化の結果従来よりも一層製品差別化の必要が高まりつつありそのためには産地ブランドの表示が有利に働き得るといった事情が挙げられよう。このような認識を受けて、従来から地理に関する表示を規律してきた法制度、すなわち国際法の次元ではパリ条約をはじめとする伝統的国際法、TRIPs協定、その他二国間条約、国内法の次元では商標法、不正競争防止法、独占禁止法等から成る伝統的な法体系の枠を超えて、産地ブランド保護のための新しい法制度の定立や法解釈が模索されつつあり、幾つかの国々では既に保護法制が成立している他、この問題が近年の貿易交渉における新たなテーマともなっている。そこで本稿では、この分野における近時の法制度の中で最も重要なものの一つであるECの「農産物及び食品に関する地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則2081/92号（OJ 1992 L208/1）」（以下、規則2081/92号と言う）の概要とその制定までの経緯を素描することにより、

産地ブランドを巡る諸価値の対立について検討し併せて今後の我が国の動向についても一考してみたい。なお規則2081/92号において産地ブランドを意味する概念である「原産地呼称designation of origin」及び「地理的表示geographical indication」という二つの用語を総称する表現として、欧州の文献には地理的呼称geographical denomination / nameという表現が見られるので¹⁾、本稿でも地理的呼称という表現を用いることにする。

II 規則2081/92号以前

規則2081/92号は、農産物と食品の地理的呼称保護のために従来のEC法体系の下では承認されていなかった権利を新たに創設するものであり、数年に及ぶ論争の末に1992年に制定され翌年発効した²⁾。この法令の運用解釈においては後述のようにEC条約の「物の自由移動」原則との整合性が確保されているか否かが法理論上の中心的な問題の一つになっており、また沿革的にもECの前身たるEECの発足以来地理的呼称を含む地理に関する表示一般についての法理論は主として物の自由移動原則との関わりの中で形成されてきたところでもある。そこで以下ではひとまず物の自由移動原則について簡単に論じた上で、規則2081/92号発効までに形成されていた判例を概観する。

まずEC条約の規定を確認しておく。同条約は3条a号で「構成国間における、物の輸出入に対する関税及び数量制限並びにそれらと同様の効果を持つ全ての措置の禁止」をECの目的として掲げており、これを受けて28条・29条で構成国間における輸出入に対する「数量制限及びそれと同様の効果を有する全ての措置」を禁止している。これらの規定は、EC構成国が他の構成国との間で実施する輸出入の数量制限を一般的に禁止し構成国間の取引を拡大させることにより、共同市場の形成を促すことを目的とするものである。但しこの禁止には重大な例外措置があり、30条において「工業的及び商業的所有権の保護」その他の理由から正当化される輸出入の制限については、28条・29条の適用を除外される旨が規定されている。以上の規定における重要な解釈問題は二つである。一つは構成国が実施する明白な数量制限が禁止の対象となることは明らかであるとして、何をもって「数量制限と--同様の効果を有する--措置」(28条・29条)と理解するかであり、もう一つは数量制限ないしは「同様の効果を有する--措置」が如何なる場合に30条に基づき正当化され得るか、である。EC及びその構成国が実施する地理に関する表示法制的EC条約上の可否も物の自由移動原則の観点から評価されることになり、実際に欧州司法裁判所が構成国の国内法をEC条約違反に当たると判断した幾つかの例がある。そこで以下では三つの代表的な紛争事例を概観することにより、物の自由移動原則の下で許容され得る地理に関する表示法制的範囲について考えてみたい。

まず、英国の産地表示義務づけ法令の違法性が問われた1985年の原産地表示事件欧州司法裁判所判決(Case 207/83 Commission v UK [1985]ECR1202)を見てみよう。問題の法令は繊維製品その他の英国政府が指定した数種類の商品について、国産品であるか輸入品であるかを問わず原産国表示を義務づけるものであった。裁判所は、この法令は形式的には差別的であるとは言えないにせよ

原産国表示の義務化によって英国の消費者が外国製品を識別・排斥することが可能になる以上、この法令が輸入品に対する差別的な効果を持つことは明らかであるとして、EC条約28条（旧30条）に違反すると結論した。加えて裁判所は、そもそも消費者保護のためには「虚偽の産地表示false indications of origin」（para22）を規制すれば十分であるとの認識をも示している。かかる厳格な判断の根底にはEC域内における「経済の相互浸透」による「単一市場」の形成（para17）という政策的な目標がある。つまり裁判所は、問題の法令が輸入品に実質的に不利な条件を課すことにより共同市場の形成を阻害した、と見たのである。但し本件において裁判所がEC条約違反に当たると判断したのはあくまで産地表示の義務づけのみであって、判決では、生産者による自発的な産地表示を不可とするものではないという見解を示していることに留意する必要がある。

次に原産地表示事件判決とは対照的に、明白に国産品保護を目的とした法令とEC条約との整合性が争点となった1975年のゼクト事件欧州司法裁判所判決（Case 12/74 Commission v Germany [1975] ECR181）では、国産及びドイツ語圏で生産された発泡性ワインのみにゼクト等の呼称の使用を許可したドイツ国内法令がEC条約28条（旧30条）に違反すると判断された。ゼクトとは伝統的にドイツ・ドイツ語圏において生産される発泡性ワインに用いられる呼称である。問題の法令が制定される以前にはドイツ・ドイツ語圏以外の地域で生産されたワインにもこの呼称が用いられドイツ国内に輸入されることがあったが、この法令により輸入品は他の呼称を用いることを余儀なくされ、その結果輸入品は重大な販売不振に陥った。裁判所は、「かかる呼称appellationsは、それらが表示する商品が特定の地理的区域a specific geographical areaにおいて生産されたという事実起因する品質と性質を真に持つ場合にのみ、その特別の機能を発揮できる。殊に産地の表示indications of originに関しては、商品の産地の地理的区域が、その商品にその他の全ての商品と区別することができるような特別の品質と性質を付与するものでなければならない」（para7）と判示し、ドイツ国内における生産は商品に、地域に由来する何らの特性を与えることも無いのであって、問題の法令は輸入品が国産品と平等な条件の下で競争する機会を奪うことによって輸入品を差別した、と結論した。

かかる理論構成を素直に理解すれば、EC構成国は特定地域で生産される商品に、その商品が何らかの点で地域に由来する特性を持つ場合に限り、ある呼称を排他的に使用する権利を付与することができる、ということになる。従ってゼクト事件判決は、物の自由移動原則の下では、地理的呼称は、表示の対象たる商品がその地理的起原に由来する品質を持っていることが客観的に明らかの場合に限り法的保護の対象たり得るとする法解釈を明らかにしたものとして理解されてきた³⁾。かかる限定的な法解釈に明確に終止符を打ち、地理的呼称保護のためにより広い道を開いたのが、1992年のExportur事件欧州司法裁判所判決（Case C-3/91 Exportur v LOR & CT [1992] ECR I 5529）であった。裁判所の事実認定によれば、本件の事実関係は概ね次の通りである。フランス企業LOR社及びCT社はヌガー（ナッツを加えた砂糖菓子）の生産者であり、その商品名称にAlicante等のスペインの地名を用いこれをフランス国内で販売していた（touron Alicante / Alicanteの菓子、

等)。しかし1973年にフランス・スペイン間で締結された「原産地呼称、出所表示及び商品名称の保護に関するフランス共和国・スペイン間の協定」によれば、これらの地名については、そのフランス国内における使用はスペイン産品のみ認められ、フランス産品にこれを用いることは不可と定められていたため、スペイン企業Exportur社はフランスの国内裁判所に提訴し、同協定に基づきフランス企業2社による問題の商品名称の使用差止を請求し、これを受けてフランス国内裁判所は本件について欧州司法裁判所に先決的判決を求めた。本件手続におけるフランス企業の主張の骨子は次のようなものであった。すなわち、ヌガーの品質は産地とは何ら関係が無いスペイン産ヌガーとフランス産ヌガーには品質面の相違は無い。である以上、商品名称の使用をスペイン企業に排他的に認めること、及びスペイン企業による排他的使用権を定めた仏西協定はEC条約に反する、と。これに対して裁判所は、地理に関する表示の主な役割は生産者が消費者に情報を提供するための手段であるという基本的な認識の下に、大要次のように判示し、フランス企業側の主張を明確に退けた。仮にフランス企業の主張に従い、表示対象たる商品がその地理的起原に由来する品質を持っていることが客観的に明らかな場合にのみ保護対象たり得るとするならば、「ある種の趣きがその土地に起因することを証明できない商品のために用いられる地理的呼称geographical namesは一切保護の対象外ということになってしまう」。しかし、「そのような呼称であっても消費者の間に高い世評を勝ち得ることもあるし、また-----生産者にとって顧客を引き寄せる上での極めて重要な手段となることもあるかもしれない。よってそうした呼称は保護されてしかるべきである」(para28)。従って、かかる地理的呼称の使用を禁止することはEC条約28条(旧30条)に違反するが、同30条(旧34条)に基づき工業的所有権保護の観点から正当化され違法性を排除される。但し問題の呼称が仏西協定発効の時点で普通名称になっていたのであればこの限りではない、と。

本判決において示された理論構成、すなわち、商品が地理的起原に由来する品質を持っておらず且つ他の商品との品質上の相違を客観的に証明できない場合であっても地理的呼称は保護され得る、とする解釈論、——品質中立主義quality neutralと称される⁴⁾——、が示唆するところは、欧州司法裁判所における、物の自由移動原則に基づく市場統合の追求という政策目標から、消費者への情報提供において地理的呼称が果たす役割を重視する方向への転換であり、このような解釈論を採用することにより裁判所はゼクト判決の判例理論を実質的に変更したという見方が一般的である⁵⁾。

III規則2081/92号の概要

1 総説

従来地理的呼称に関するECとしての取組みは理事会指令79/112号(OJ 1979 L33/1)、委員会指令70/50号(OJ 1970 L13/29)等の幾つかのEC指令を制定することにより構成国の法制接近を促すという程度の消極的な取組みにとどまっていたため、この領域は基本的には欧州司法裁判所判例の

他、各構成国の国内法や構成国間の二国間条約によって規律されるのみであった。従って規則2081/92号の制定はこの分野をEC法令によって明確に秩序付ける法制の導入という意味を持つ。つまり本規則はその正式名称が示すように「農産物及び食品」に関する「地理的表示」及び「原産地呼称」という新しいカテゴリーの権利を創設することにより、EC全土に渡って統一的に実施される地理的呼称保護制度を確立するために制定されたEC法令である。本規則は前文と18ヵ条の条文から成る。規則の目的はその前文において掲げられており、要約すれば、農業の振興、消費者への情報提供、及びEC域内での農産物・食品の呼称に関する一律的な保護法制導入という三つの政策目標から成る。よって当然ながら本規則の保護対象は農産物・食品に限られ鉱工業製品は対象外である。但し全ての農産物・食品が保護されるわけではなく保護対象となる農産物・食品の種類は、EC条約付属書Ⅱに「人間の消費に供される農産物」として列挙されている品目の他、規則2081/92号付属書に列挙される品目に限られる（規則1条1項）。具体的には、生鮮肉、肉製品、チーズ、卵、蜂蜜、バター以外の乳製品、油、脂肪、果物、野菜、穀物、魚介類、水産食品、ビール、植物抽出物を主成分とする飲料、パン、パストリー、ケーキ、ビスケット、その他パン類、天然ミネラルウォーター、湧水、天然ゴム、樹脂、エッセンシャルオイル、干草、コルク、コチニール等がこれに当たる。なお、ワインとスピリッツは本規則の適用対象外である（1条1項）。後述のようにこれらの農産物・食品の生産者団体が自主的に申請を行ない、最終的にEC委員会（以下、委員会と言う）において「保護地理的表示protected geographical indication」ないしは「保護原産地呼称protected designation of origin」として登録された場合、規則2081/92号の保護対象となりEC全土で保護されることになる。登録申請の際に生産者は産品の特徴等を記した明細書を構成国を通して委員会に送付する。その後利害関係者に異議申立の機会を与えた上で、最終的に委員会が登録の可否を決定する。以下では原産地呼称・地理的表示の定義と登録手続を中心にして、規則2081/92号について概説する。

2 定義（規則2条）

2条では、地理に関する表示を巡る欧州司法裁判所判例の中では明確に概念規定されていなかった原産地呼称と地理的表示についての明確な定義を定めている。この二つについての法令上の定義について論ずる前に、まずは両者を概括的に捉えておく。原産地呼称とは原則的に一定の地名であり、特定の地理的区域内で生産、加工、調理され、且つその地理的起原に起因する品質を持つ商品であること等を示すものである。次に、地理的表示とは同じく一定の地名であり、生産、加工、調理のいずれかが特定の地理的区域内で行われ、且つ高い世評を持つ商品であること等を示すものである。つまり地理的表示の定義は原産地呼称の定義よりも広く、品質中立主義の観点から原産地呼称の保護要件を充足しない呼称をも保護対象とするために設けられた制度と考えられる⁶⁾。以下、法令の規定に即して両者の定義について詳述する。

まず原産地呼称は2項a号で次のように定義される。原産地呼称とは「農産物又は食品を特定す

るために用いられる、地域a region、特定の場所a specific place、又は例外的な場合においては国a countryの名称name」で且つ、以下の三つの要件を充たすものである。第一に「当該の地域、特定の場所、又は国から産出されるoriginating」こと。第二に当該製品の「品質又は性質が本質的に又は完全に、自然的及び人的な要因を持つ特定の地理的な環境に起因する」こと。第三に「生産production、加工processing及び調理preparationが限定された地理的区域the defined geographical area内で実施される」こと。

以上の原則に加えて3項と4項において二つの例外が定められている。まず3項で、伝統的な呼称については地名を用いていなくとも上述の第一から第三の要件を充たす場合には原産地呼称と見なされると規定されている他、4項で、「加工区域the processing areaとは異なる地理的区域か、加工区域よりも広大な地理的区域」から原料を調達する製品については、以下の三つの要件を充たす場合原産地呼称と見なす、と規定されている。第一に「原料の生産区域the production areaが特定されていること」。第二に「原料生産のための特殊な条件が存在すること」。第三にこれら二つの要件が遵守されていることを確保するための検査の仕組みが整備されていること。更に、5項により、4項の対象となる原料は家畜・肉・乳に限られ、それ以外の原料に関しては15条の定める手続に従って許可を得なければならないと定められている。

次に地理的表示については2項b号において次のように定められている。「農産物又は食品を特定するために用いられる、地域、特定の場所、又は例外的な場合においては国の名称」で且つ、次の三つの要件を充たすもの。第一に「当該の地域、特定の場所、又は国から産出される」こと。第二に「当該の地理的起原に起因する特別の品質、世評、又はその他の性質を持つ」こと。第三に「生産」、「加工」、「調理」のうち少なくとも一つが「限定された地理的区域」の中で実施されること。地理的表示に関しては例外規定は一切無い。

3 登録手続

登録申請のための手続には二種類ある。一つが通常手続（5条乃至7条）でありもう一つが簡易手続（17条）である。簡易手続とは規則2081/92号の発効の時点において構成国において既に法的保護の対象となっていた呼称や慣習によって確立していた呼称のための暫定的な登録手続であり、簡易手続の下で申請されたものは委員会規則1107/96号（OJ 1996 L148/1）において一括して登録されている。以下では通常手続についてのみ概説することにする。

通常手続において登録の申請資格を持つのは原則的に生産者団体である。法人格を持つか否かは問われない（5条1項）。登録を希望する者は産地が位置する構成国の政府に登録を申請し（5条4項）、その際製品に関する明細書を添付しなければならない（5条3項）。明細書とは申請対象が2条の定める要件を満たしていることを示すのに必要な事項について記載するものであり（4条1項）、その事項とは、原産地呼称・地理的表示を含む製品の名称、原料等の製品の特徴、地理的区域の定め、製品が当該地理的区域の範囲内に起原を持つことの証明、生産方法、地理的環境との関

連性を証明する資料、検査機関、等である（４条２項）。構成国は登録申請が正当なものであるかを審査した上で委員会に送付する（５条５項）。委員会は６ヵ月以内に申請の内容を審査し、明細書に４条２項規定の記載事項が全て記載されているかを確認する他（６条１項）、申請対象の名称が普通名称になっていないかを判断する（３条１項）。その判断において特に検討すべき点は、第一に「当該の名称の起原がある構成国と、消費区域の状況」。第二に「他の構成国の状況」。第三に関連する構成国の「国内法令及び共同体法令」の三点である（３条１項）。従って、EC域内のいずれかの地域で普通名称になっている名称を保護対象として登録することはできない。委員会が結論として、申請対象が保護の要件を充たすと判断する場合にはEC官報に申請の概要を公表する（６条２項）。公表から６ヵ月以内に委員会に対する異議申立が無い場合には（７条）、申請対象名称は委員会によって保護原産地呼称又は保護地理的表示として登録されることになる（６条３項）。保護原産地呼称・保護地理的表示として登録された名称については、権利者は明細書を遵守する限りにおいてEC全土で排他的な使用を認められる。原産地呼称と地理的表示に与えられる保護の内容は同一であり、権利者は虚偽表示の他、誤認を抱かせる表示その他の行為の差止を請求できる（１３条１項）。例えば、第三者による、「様式」、「型」、「方法」、「模造品」等の表現を伴う表示に対して権利者は差止を請求できる（同条同項b号）。その他、同条３項において、登録済みの呼称ないしは表示が普通名称になることは無い旨を定めている。一方で、委員会が申請対象は保護の要件を満たさないと判断する場合、また利害関係者が異議を申立てた場合には委員会は決定を下すことはできず、１５条に基づく手続に移行することになる。

４ １５条の手続

１５条に基づく手続では、委員会は構成国の代表者から構成される専門の小委員会（以下、専門委と言う）から助言を受けなければならない。委員会は専門委に採択予定の措置の原案を提出し、これを受けて専門委はEC条約１４８条２項の定める方式による多数決によって議決する。委員会の意見が専門委のそれと一致する場合には当初の原案通りの措置を実施し、逆に委員会が専門委の賛意を得られない場合、又は一定期間内に専門委が意見を集約できない場合には、委員会は閣僚理事会に提案を諮り、理事会の場で多数決で議決することになる。但し理事会が３ヵ月以内に結論に至らない場合は委員会は当初の原案に従い決定を下す。

５ 異議申立及び取消訴訟

７条に基づき、構成国は申請の公表から６ヵ月の間異議を申立てることができる（１項）。更に、正当な利害関係を持つあらゆる自然人・法人もまた構成国の政府に異議を申立てることができる（３項）。構成国は異議を申立てた者が正当な利益を持っているか否か、及び、異議に正当な根拠があるかを判断する。構成国はこれら二つの要件を充たす全ての異議申立を委員会に送付することを要する。異議申立が認められるためには、異議申立において、２条に規定する要件が充足されてい

ないことを示すか、問題の呼称の登録が商標その他の標章の利益を侵害することを示すか、又は、問題の名称が普通名称になっていることを示さなければならない（4項）。委員会は異議申立に根拠ありと思料する場合、3ヵ月以内に利害関係のある構成国間で合意を締結するよう各構成国に要請する（5項）。合意が成立すれば構成国諸国はその旨を委員会に通知し、委員会はこの合意に基づき登録の可否を決定しその旨を公表する（5項a号）。構成国間で合意が成立しない場合委員会は15条の手続に従って決定を下す（5項b号）。

なお委員会及び理事会の最終的な決定は取消訴訟の対象になる。提訴権者は構成国の他、決定の名宛人たる自然人・法人、及び決定に利害関係を持つ自然人・法人である。つまり、登録申請を棄却された申請者か、異議申立てを棄却された関係者が提訴の資格を認められる⁷⁾。

IV パルマハムラベル事件

規則2081/92号制定以来、多くの紛争事例において様々な解釈問題が争点となっているが、ここでは2003年のパルマハムラベル事件欧州司法裁判所判決（Case C-108/01 Consorzio del Prosciutto di Parma & Salumificio S. Rita v Asda & HF [2003] ECR I 1521）を概観することにより、特に、権利者の権利の範囲という論点について考えてみたい。

欧州司法裁判所の事実認定によれば本件の実事関係は概ね次の通りである。事件の発端の当時、イタリアのパルマで生産されるある種のハムについては、委員会規則1067/96号に基づき Prosciutto di Parma（以下、パルマハムと言う）という保護原産地呼称が登録されていたところ、英国のHF社がパルマハムを薄切りしていない状態のまま、パルマハムの生産者団体所属の生産者から購入し、これを英国に輸入し且つ薄切りした上で密封して、英国の小売業者Asda社に売却していた。そしてAsda社はこれを一般消費者に販売し、その際ASDA-A taste of Italy-PARMA HAM-Genuine Italian Parma Hamという表示を添付していた。なおパルマハムの保護原産地呼称に関する明細書には製品の薄切りと包装は生産地においてのみ実施可能である旨が明記されていたが、EC官報その他においては明細書の詳細が公表されておらず、且つイタリア語で公表されているのみであった。パルマハムの生産者団体とその所属生産者は、HF社・Asda社が規則2081/92号に違反し原産地呼称に関する権利を侵害したとして、1997年に英国において提訴し販売の差止を求めた。生産者側は第一審・第二審で共に敗訴した後英国の最終審である貴族院に上告した。貴族院はこれを受理し裁判手続を開始後EC条約及び規則2081/92号の解釈に関して欧州司法裁判所に先決的判決を求めた。これに対して欧州司法裁判所は、結論的には本件の実事関係の下では生産者側には小売販売の差止を請求する権利は認められないとする判決を下したが、その理由は、Asda社がパルマハムの店頭販売を始めた当時パルマハムに関する明細書が官報その他の媒体によってEC全土向けに公表されていなかったことにあった。つまり裁判所は、保護原産地呼称として登録された製品の生産者が流通業者に対して、産地以外の場所で改めて薄切り・包装することを止めるよう求める権

利を持つこと自体を否定したわけではない。そこでこの点についての判決の論理構成をやや詳細に確認する。欧州司法裁判所は本件の紛争をを四つの観点から分析した。第一に、生産者は、保護原産地呼称の使用の条件として薄切り・包装を産地で実施することを義務づけることができるか。かかる条件設定は規則2081/92号において適法であるか。第二に、かかる条件設定はEC条約29条に違反しないか。第三に、仮に問題の条件設定が同29条に違反するとしてとして同30条に基づき正当化され得るか。第四に、問題の条件が関係者に適切な方法で周知されていない場合であってもその遵守を要求できるか。

第一の論点は、規則2081/92号に基づき、保護原産地呼称の対象産品を産地以外で薄切り・包装することを禁止することができるか、又は産地以外で薄切り・包装された産品の販売差止を請求することができるか、という問いである。裁判所はこの点について、規則2081/92号の4条、13条等の規定に鑑みれば保護対象の産品の定義は明細書によって定められるという判断を示した上で、明細書に基づく定義により「保護原産地呼称を使用する上で遵守すべき義務の範囲、及びその帰結として、第三者から保護されるべき権利の範囲」（para47）が確定するのは自明であり、且つ、4条は「同一の商品を異なる形で市場に送り出すための活動に、技術上の特殊な定めを適用することを排除するものではない」（para48）と判示した。そして結論として、明細書の中で条件が明示されている以上、「規則2081/92号を、保護原産地呼称使用の条件として商品の薄切りや包装等の活動を生産地域において実施することを義務づけることを排除するものと解釈することはできない」（para50）と判断した。

次に第二及び第三の論点は、保護原産地呼称の使用とEC条約との整合性についての問いであった。つまり条約では、前述のように物の自由移動原則の下で、構成国間の取引における数量制限と、数量制限と同様の効果を持つすべての措置とが禁止されているため、本件の販売差止請求が「数量制限と--同様の効果を有する--措置」に当たるか否か、及び、仮に本件の差止請求がこれに該当するとして「工業的及び商業的所有権の保護」の観点から正当化され得るかが、問題となったわけである。この点に関して裁判所は前者については肯定し後者については否定した。つまりAsda社に対する販売差止請求は「数量制限と--同様の効果を有する--措置」に該当しよってEC条約29条に違反するものの、「工業的及び商業的所有権の保護」の観点から同30条に基づき正当化されると判断した。

最後に第四の論点については裁判所はこれを否定した。つまり、規則2081/92号に基づき生産者は流通業者によるハムの薄切り等を禁止することができるが、かかる条件設定はEC条約29条に違反する。しかし同30条に基づき正当化できる。但し、本件においては原産地呼称の使用条件が適切な方法で関係者に十分周知されていたとは言い難い。従って、生産者が規則2081/92号に基づきハムの薄切りまでをも禁止することはできない、と。故に裁判所は結論として生産者側実質敗訴の判決を下したわけである。

V 結び

以上、主として物の自由移動原則との関わりという観点からECの地理的呼称の保護法制について概観してきたが、特にその沿革に着目すれば、ECにおける地理的呼称保護の確立には、一方では自由貿易理念からの若干の軌道修正と、他方では品質中立主義の導入とが背景にあったことが理解されるであろう。このような法理の下で形成されたECの地理的呼称保護制度が相当に広範な権利を生産者に付与するものであったことも理解されるであろう。そもそも一つの地理的呼称の評価は長期に渡る生産者の努力の成果なのであってその対価としてこれに一定の保護を与えること自体には概ね異論は無からうし、虚偽表示や誤認を防ぐ上でも有益であり消費者の利益に資する。しかし、言うまでも無く地理的呼称保護制度によって地理的呼称を用いる権利を失うことになる生産者や流通業者にとってはこの制度は新たな規制に他ならないのであって、それだけに権利の範囲や地理的呼称の使用条件について、過度に権利者保護に傾くことが無いように慎重な判断が求められる局面もあるだろう。その他、生産区域をどのように画定するかが地理的呼称を使用できる生産者の範囲を決定するだけに、この点においても慎重な検討が求められることになるだろう。こうした対立が国際的な次元で鋭く現れているのが現在進められているTRIPs協定の改正交渉である。欧州諸国は公正貿易の見地から同協定の既存の保護対象である酒類に加えて農産物の地理的呼称をも同協定の保護対象とすることを提案し、米国その他の新大陸諸国はこれを新たな貿易障壁と見て強硬に反対している。交渉の成否は現時点では不明であるが、これが導入されることになれば我が国としても国内法上の立法措置が求められることになるだろう。

ところで、我が国でも近年国際法の次元とは別に地理的呼称保護法制を導入しようという気運が高まりつつある⁸⁾。本稿では紙幅の制約上論ずることができなかったが、地理的呼称保護制度の定立のためには他の国内法、特に商標法との関係を調整する必要が出てこよう。商標との関わりでは、例えばモンブランの万年筆のように地名を商標として用いるものと地理的呼称との衝突をどのように調整するか、また商標において当然視される権利の消尽理論を地理的呼称においてはどのように適用すべきかといった論点が提起されることになろう⁹⁾。更に、外国の地理的呼称を我が国においてどのように保護すべきか、逆に我が国の地理的呼称の保護を外国においてどのように確保するかも重要な問題になるであろう。規則2081/92号では上述の7条4項の他、14条においても商標との関係について規定しているし、相互主義に基づき域外国との間で実際の産品保護を相互承認する仕組みも整えられている(12条)¹⁰⁾。よってこれらの点においても規則2081/92号は一定の示唆を与えてくれることになると思われるが、その点についての研究は今後の課題としたい。

(あらき まさや・本学非常勤講師)

注

- 1) Oliver, *Free Movement of Goods in the European Community*, (3rdedn), 1996, Sweet & Maxwell, at229.
- 2) Kolia “ Monopolising Names : EEC Proposals on Trade Description of Foodstuffs ” (1992) 7 EIPR 233 ; Brouwer “ Community Protection of Geographical Indications and Specific Character as a Means of Enhancing Foodstuff Quality ” (1991) CMLRev 615.
- 3) Weatherill & Beaumont, *EU Law*, 1999, Penguin Books, at519 ; Franzosi, López-Mencheró & Cazzanica “ Made in--- - Made in Ruritania - Made in Italy ” (1996) 11 EIPR 613, at616 ; Craig & Búrca, *EC LAW*, 1995, Oxford, at592 ; Ritscher & Vogel “ The Origin of Products of Multi-national Enterprises ” (1993) 5 EIPR 171, at172.
- 4) Oliver, *supra* note 1, at300.
- 5) Weatherill & Beaumont, *supra* note 3, at519 ; Franzosi, López-Mencheró & Cazzanica, *supra* note 3, at616.
- 6) Oliver, *supra* note 1, at300.
- 7) Schwab “ The Protection of Geographical Indications in the European Economic Community ” (1995) 5 EIPR 242, at244.
- 8) 産経新聞2004年5月17日。毎日新聞2003年11月28日。
- 9) Thorne & Bennett “ Parma Ham Labelling and Repackaging ” (2001) 12 EIPR 592, at593.
- 10) Schwab, *supra* note 7, at244.